

ニ照らし、
世話課長に於て、
引揚援護所復員局復員業務部長
世話課長 殿

厚生省

復員發第三七八號

沖繩出身死没軍人軍屬に對する死没者の給與金の支拂に於て

昭和三十五年十月十三日 引揚援護所復員局復員業務部長

世話課長 殿

標記についで八月二十日復員發第三一一號で沖繩縣人未復員者處理要
領中一部を訂正せられたが未復員者給與法に基く死没者給與金（俸給を
除く）の受領人を定めるについで世話課長において沖繩縣人連盟本部会
長又は同郷人二名以上連名の証明書を以て戸籍証明書に代用する
場合の處理に當つては、世話課長に於て正当と認むる手段として要す
れば本籍地（沖繩縣）市長村長に照會する等慎重を期するものとし法第
八條第二項所定の者でない者が受領にならないう留意されたい。したがつて
九月十二日復員發第三三四號による復員發第三一一號の保留は之を解
除する。

なお法第八號第二項の「葬祭を行う者」とは冒頭の「遺族」というものに含まれる結果いわゆる親類でなければならぬ見解であるから承知せられたい。

おつて沖繩縣出身者の死没者給與金の受領人についてはまず内地在住の二親等内の血族につき法第八號^條第二項所定の順位により定むべきでありこれによれない場合には第二順位以下の二親等内の血族とするものとし沖繩在住の二親等内の血族あるに拘らずそれ以外の親族（二親等外の者）を内地居住の故を以て給與金の受領人とするにについては沖繩との通信によつて正当受領人の承諾書を徴するものとしこれがない場合は供託を行うべきであると考えから念のため申添える。

通知先 各世話課

参考 連絡局、支部、留業部

復復第三〇号

厚生省

外地に本署

のあり

のあり

のあり

のあり

のあり

のあり

のあり

のあり